

●医療情報取得加算について

当院は、オンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用を推奨しております。当院が患者様からお預かりした受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報は、適切に管理・活用して診療いたします。なお、令和6年6月1日より、医療情報取得加算として以下の通り診療報酬点数を算定いたします。

◆初診時

マイナ保険証利用あり・・・1点

マイナ保険証利用なし・・・3点

◆再診時（3か月に1回）

マイナ保険証利用あり・・・1点

マイナ保険証利用なし・・・2点

※マイナ保険証利用の有無にかかわらず他の医療機関からの紹介状をお持ちの方は、1点となります。